

妙義会小規模多機能ホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は特定非営利活動法人妙義会が開設する妙義会小規模多機能ホーム（以下「事業所」という。）が実施する指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、指定小規模多機能型居宅介護【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】の円滑な運営を確保するため事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下「従業者」という。）が要介護状態（指定介護予防小規模多機能型居宅介護にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定小規模多機能型居宅介護【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあつては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあつては、要支援者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の容態や希望に応じて随時訪問や宿泊を柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
4. 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。

6. 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】を提供するにあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
7. 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
8. 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

第 3 条 指定小規模多機能型居宅介護【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 妙義会小規模多機能ホーム
- (2) 所在地 富岡市妙義町上高田 1215 番地 10

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほかの関係機関との連絡、調整等を行う。
- (3) 介護従業者
介護職員 10 名以上
看護職員 1 名以上
介護従業者は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者に対し、必要な

介護及び日常生活上の世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間
 - ① 通いサービス 基本時間 7時から20時まで
 - ② 宿泊サービス 基本時間 20時から7時まで
 - ③ 訪問サービス 24時間

(登録定員並びに利用定員)

第7条 事業所の登録定員は29人とする。

- (1) 1日の通いサービスの利用定員は18人とする。
- (2) 1日の宿泊サービスの利用定員は9人とする。

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護計画の作成
- (2) 通いサービス及び宿泊サービス
 - ・ 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。
 - ・ 事業所の介護支援専門員（計画作成担当者含む）が登録者への事業の提供に支障がないと認めた場合、かつ居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急性を認めた場合、利用者の状態や家族等の事情によって7日以内で短期利用の事業を行う。なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日以内で短期利用を行う。
- ① 介護サービス
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 入浴支援
- ⑤ 食事支援
- ⑥ 送迎支援
- (3) 訪問サービス
 - ① 排泄の介助、食事の介助、清拭・体位変換等の身体の介護
 - ② 調理、居室の掃除、生活必需品の買い物等の生活の援助

③ 訪問、電子機器端末等による安否確認

(4) 相談・援助等

利用者及びその家族の、介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第9条 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を個別に作成する。

2. 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。
3. 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てから署名を頂く。
4. 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付するものとする。
5. 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
6. 小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
7. 小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条 事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示126号)によるものとする。

2. 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 宿泊に要する費用 1泊につき 1,200円
 - (2) 食費の提供に要する費用 朝食 400円、昼食(おやつ含む) 650円、夕食 550円、配食 600円
 - (3) おむつ代 1枚につき 実費

- (4) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
3. 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
4. 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名してもらい書面で交付する。
5. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名してもらい書面で交付する。
6. 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して書面で交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、富岡市全域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 12 条 利用者及びその家族は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第 13 条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

2. 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
3. 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとつ

た処置について記録する。

4. 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
5. 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 14 条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(協力医療機関等)

第 15 条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備える為、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

2. 事業所は、あらかじめ協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
3. 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 16 条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2. 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。またその際の利用者の心身の状況や様態を記録する。

(衛生管理等)

第 17 条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2. 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。また次の各号に挙げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

（苦情処理）

第18条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2. 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3. 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
4. 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の6若しくは法第115条の15の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
5. 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて

利用者又はその家族の了解を得る。

(秘密の保持)

第 20 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約書に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する会議を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備を図る。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、
 3. すみやかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対応としての取り組み)

第 22 条

当事業所は、特定非営利活動法人妙義会、株式会社妙義会と常に情報を共有し、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、以下のハラスメント対策に取り組んでいます。

- (1) 事業者としての基本方針の決定
- (2) 報告・相談しやすい窓口の設置
- (3) PDCA サイクルを応用した対策等の更新

(地域との連携など)

第 23 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議

会（以下この項において「運営推進会議」という）を設置し、概ね2か月に1回以上、運営推進会議に対し事業の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3. 指定小規模多機能型居宅介護【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第25条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後6ヵ月以内

（2）継続研修 年3回

2. 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
3. 事業所は、すべての小規模多機能型居宅介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するもの他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じるものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人妙義会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
5. 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- ・ この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。